

刑事手続の流れ

※ 捜査へのご協力のお願い

事情聴取

被害状況や犯人についてお聞きます。時間がかかる場合や何度も様々な角度から確認することもあります。事実を明らかにするため、必要がありおたずねするものですのでご理解ください。

実況見分・再現見分の立会

実況見分は、犯罪や交通事故があった場所を特定したり、犯行に使われた物を計測するなどし、記録することで、犯罪等を立証する証拠とします。正確に行なわれたことを証明するため、立ち会っていただき、説明をお願いすることがありますので協力をお願いします。

証拠品の提出

事件に関係する物は、事実を立証する証拠として提出していただくことがあります。提出していただいた物は必要に応じて検察庁に引き継ぐため長期間お預かりする場合があります。早期に返還を希望される場合等は担当警察官へご相談ください。

犯人か否かの確認

犯人の可能性のある人物がいた場合、犯人に間違いはないか、警察署でその人物の顔や姿を確認していただくことがあります。相手方からは見えない特殊な鏡を使いますので、犯人と直接顔を合わせることはありません。

また、何枚かの顔写真の中から、犯人の写真が含まれているか、確認していただく場合もあります。犯人を特定するうえで重要な捜査ですので協力をお願いします。

刑事手続の流れ

検察官からの事情聴取・裁判への出廷

警察から検察官に事件を送致した後、検察官から、改めて被害の状況や犯人についてお聞きすることがあります。これは、検察官による聴取は証拠としての扱いが異なるためです。また、証人として裁判に出てほしいと求められることもあります。

民事訴訟を検討している方へ

警察で証拠化した捜査資料(警察が撮影したケガの状況や電子メールやSNS等の送受信履歴等)は、後に提供することはできません。

民事訴訟等で裁判所への提出を見込む場合は、ご自身でも、ケガ等を写真撮影するなど資料の保存・記録化をお願いします。

MEMO :
